

令和元年度スポーツステップアップ支援補助金交付要領

天草市において普及していないスポーツを対象に、競技の定着と普及振興を図り、スポーツの振興と交流人口の拡大により、地域活性化につなげる取組みに対し予算の範囲内で補助金を交付します。

1 応募可能な団体

- (1) 本市において競技人口が少なく、市民に広く普及していない競技を行う者で構成し、次の事項にすべて該当するスポーツ団体となります。
 - ①本市内に活動の拠点を置き、構成員の半数以上が天草市民であること。
 - ②本市内において当該競技を代表（統括）する団体であること。
 - ③設立して3年以内であること。
- (2) その他、市長が特に認めるスポーツ団体。

2 補助対象事業

補助の対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、次のとおりとします。

- (1) 事業内容
 - ①天草市民に定着していないスポーツ定着化の取組み
 - ②市民の健康づくりを促進する取組み
 - ③障がいを持つ人が参加できるスポーツの取組み
 - ④天草の海洋資源等を活用したスポーツの取組み
 - ⑤市外から訪れる人との交流につながるスポーツの取組み
 - ⑥地域産業と連携したスポーツの取組み
 - ⑦スポーツを活かした青少年育成につながる取組み
 - ⑧スポーツを活かした天草の自然環境保全につながる取組み
 - ⑨上記のほか、地域の特色を活かした先進的なスポーツの取組み

3 事業実施期間

事業に対して補助を行う期間は3年を限度とします。また、補助期間終了後も継続して1年間は事業を実施することを条件とします。

4 事業の要件

- (1) 事業実施にあたって、初年度は補助期間及び補助期間終了後の1年間で取り組む事業計画書及び収支予算書を市に提出し承認の上で実施することとします。2年目以降は、その都度、当該年度における事業計画書等を提出し、承認の上で実施することとします。
- (2) 事業実施する期間において、「2 補助対象事業」に記載する「(1) 事業内容」から、必ず3項目以上実施することとします。
ただし、①については毎年度必ず実施することとします。

5 対象経費

補助の対象となる経費については、事業を実施するために直接必要とする経費とします。
※補助対象の決定を受けてからの経費しか対象にはなりません。

- (1) 賃金 ※事業実施団体会員等には対象外
- (2) 報償費（謝金等）
- (3) 旅費（交通費、宿泊費等）

- (4) 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、食糧費等）※食糧費については、会議で供する茶代や事業実施時のスタッフの弁当代等とし、懇親会費等は除きます。
- (5) 役務費（通信運搬費、広告料等）
- (6) 委託料（イベント等業務委託料等）
- (7) 使用料及び賃借料（会場、自動車、事業用機械器具等の賃借料）
- (8) 備品購入費（施策の実施に最低限必要な事業用備品等）
- (9) 資材購入費等
- (10) その他、市長が適当と認めるもの

6 補助金の額

補助金の額は、次のとおりとし、予算の範囲内で交付します。

- (1) 補助金額は、1年目 500 千円、2年目 350 千円、3年目 150 千円を上限とします。
ただし、対象事業において、出場選手または参加者が 100 人を超えるスポーツの競技会、若しくはスポーツ大会を開催する場合には、1年目 750 千円、2年目 500 千円、3年目 250 千円を上限とします。
- (2) 補助率については、基準補助率を 50%とし、「2 補助対象事業」事業を 1 項目実施する毎 5%を追加することとして上限を 80%とします。※対象事業 4 項目目から 5%が追加。
ただし、本事業により収益が生じた場合は、その収益に相当する額を減額します。

7 募集締切

募集期限：8月2日（金） 午後5時必着

提出先：天草市スポーツ振興課（天草市東町3 天草市民センター内）

8 審査・交付等について

補助金の申請を受け取り、事業内容や対象経費等の審査を行った後に、交付決定となります。交付決定後に事業実施となり、事業終了後は速やかに実績報告を行っていただきます。

事業の流れ（1）8月中旬 審査会

※申請団体には事業に関するプレゼンテーションを行っていただきます。

（2）8月下旬 交付決定・事業実施

（3）3月 実績報告書の提出

※市の予算等の状況に応じて、次年度以降、制度内容が変更になる場合があります。

詳細な事務手続きについては、交付決定時に各団体にご説明します。

9 申請窓口・お問合せ先

申請書の窓口は、天草市スポーツ振興課です。

TEL：0969-32-6783 FAX：0969-24-2744